

重要事項説明書（利用約款）

介護老人保健施設訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設ソピア御殿山（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出した時から効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を利用することができるものとします。

（利用者からの解除）

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

（当施設からの解除）

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず20日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者又は扶養者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者又及び扶養者は、連帯して当施設に対し、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの対価として、別紙料金表の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び扶養者は、連帯して当施設に対し、当該合計額をその月の26日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は預金口座振替とします。預金口座振替の手続きが未了の場合は、銀行振込とします。

3 当施設は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は扶養者の指定する者に対して、領収書を発行し送付します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については、5年間保管します。）

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、訪問利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。また、備付けの用紙で管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「みなさまの声」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第12条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して当施設に対してその損害を賠償するものとします。

(利用約款に定めのない事項)

第13条 この利用約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

東京都国民健康保険団体連合会

〒102-0072 東京都千代田区3丁目5番1号 東京区政会館10階

〈1〉受付時間（土、日、祝祭日を除く）午前9時から午後5時まで

〈2〉苦情相談窓口専用 03-6238-0177（直通）

<http://www.tokyo-kokuhoren.or.jp>

東京都国民健康保険団体連合会では介護保険法に基づき介護サービスでお困りの方のために、専用の「苦情相談窓口」を開いて専門の相談調査員が懇切丁寧に相談に応じています。

【苦情申立の対象】

～ 介護サービスの質に関するものであって次の場合 ～

- ・ 事業者、保険者（区市町村）等で取り扱うことが困難な場合
- ・ 事業所所在地と利用者の居住地に区市町村が異なり、広域に影響が及ぶ可能性がある場合
- ・ 苦情申立人が国保連合会での苦情申立を特に希望される場合

<別紙 1>

介護老人保健施設ソピア御殿山のご案内
(令和 8 年 8 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 公益財団法人河野臨牀医学研究所 介護老人保健施設ソピア御殿山
- ・開設年月日 平成 30 年 6 月 1 日
- ・所在地 東京都品川区北品川 5 丁目 2 番 1 号
- ・電話番号 03-5793-3355
- ・FAX 番号 03-5793-3365
- ・管理者名 渡辺 寛
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (13509800015号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他の必要な医療と日常生活上の介護などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設ソピア御殿山の運営方針]

- 病院から在宅までのシームレスな医療・介護サービスを提供する。
- シームレスなリハビリプログラムの研究成果を行政へ提供する。
- 大規模災害時には、品川区民を守るための拠点施設を実現する。
- 品川区内の介護職養成へ協力する。
- 地域、小学校、図書館と連携する。
- 効率的な施設と情報通信技術を利用し、低コストで質の高いサービスを提供する。

(3) 施設の職員体制

	職員体制	業務内容
・医 師	施設入所と兼務（1 名以上）	利用者の診療及び健康管理
・看護職員	1 名以上	利用者の状態観察と与薬管理
・介護職員	2 名以上	利用者の生活介護
・理学療法士	1 名以上	利用者の心身のリハビリテーション
・作業療法士		作業療法を通しての自立支援
・言語聴覚士		利用者のコミュニケーション・摂食嚥下機能の支援
・管理栄養士(栄養士)	施設入所と兼務（1 名以上）	利用者の栄養管理
・事務職員	必要数以上	庶務
・その他	必要数以上	施設設備の清掃、管理等

(4) 訪問リハビリテーション定員

- ・適正定員

2. サービス内容

- ① 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画の立案
- ② 機能訓練（リハビリテーション）

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名 称 公益財団法人河野臨牀医学研究所 附属第三北品川病院
- ・住 所 東京都品川区北品川3丁目3番7号

・協力歯科医療機関

- ・名 称 医療法人社団藤栄会 日航ビル歯科室
- ・住 所 神奈川県川崎市川崎区日進町1 川崎日航ホテルビル6 F

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知装置、非常警報装置、避難器具、誘導灯及び誘導標識、防火戸
- ・防災訓練 年2回以上実施

5. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心してご利用いただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

6. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話03-5793-3355）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。責任者として事務長を配置しています。

7. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますのでご請求ください。

高齢者の方には、心身の障害や老化に伴い様々な事故の危険性があります。転倒、転落、誤嚥などがその代表ですが、それらの事故は骨折や外傷、窒息や肺炎などの場合によっては死亡に結びつく結果をもたらすこともあります。当施設では細かな観察や工夫でそのような事故の発生防止に努めておりますが、専門的な介護施設とはいえ利用者の全ての行為を管理・予測できるものではありませんので、予めご承知おき下さいますようお願い申し上げます。

<別紙2>

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）について
（令和8年8月1日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）についての概要

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）については、要介護者（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の介護を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

利用料金は別紙「料金表」をご覧ください。

<別紙3>

個人情報の利用目的

(令和8年8月1日現在)

介護老人保健施設ソピア御殿山では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション） 利用者負担説明

（令和8年8月1日現在）

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険（及び介護予防）の給付にかかる**1割～3割の自己負担分**と保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、倶楽部等で使用する材料費、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等）を**利用料**としてお支払いいただく2種類があります。

また、**利用者負担は全国統一料金ではありません**。介護保険（介護予防）給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症専門棟加算）で異なりますし、利用料も施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅にいて種々のサービスを受ける居宅サービス（及び介護予防のサービス）がありますが、それぞれ利用方法が異なっています。

（介護予防）訪問リハビリテーションは、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、加算対象のサービスも、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

各サービス計画は、居宅介護支援事業所（介護予防支援事業者〔地域包括支援センター〕）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設の担当者にご相談ください。

訪問・介護予防訪問リハビリテーションの場合の利用者負担

(介護保険1割負担の場合)

(1) 保険給付の自己負担額

①基本料金

訪問利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は訪問1回当たりの自己負担分です。）

(訪問リハビリテーション)

訪問リハビリテーション費	
・ 要介護1～5	342円

- * 厚生労働大臣が定める勤務年数を要する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問リハビリテーションに直接かかわる場合サービス提供体制強化加算Ⅰを算定する。

【サービス提供体制強化加算Ⅰ 7円】

- * 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーションを含む）計画に基づき、療法士が退院（所）日又は設定日から起算して1月以内において集中的なりハビリテーションを個別に1週につきおおむね2日以上1日40分以上、3月以内において集中的なりハビリテーションを個別に1週につきおおむね2日以上1日20分以上行なった場合、短期集中リハビリテーション実施加算を算定する。

【短期集中リハビリテーション加算 222円】

- * 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーションを除く）計画に基づき、精神、神経内科又は認知症に対するリハビリテーションの研修を終えた医師が判断した利用者において療法士が退院（所）日又は設定日から起算して3月以内において集中的なりハビリテーションを個別に1週につき2日を限度とし、1日20分以上行なった場合、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定する。加算対象はMMSE又はHDS-Rにおいて5点～25点の利用者とする。

【認知症短期集中リハビリテーション加算 222円】

- * 当該指定訪問リハビリテーション施設の医師が診療を行っていない利用者に対して訪問リハビリテーションを行った場合は1回につき50単位を減算する。

【訪問リハビリテーションリハ計画未実施減算 56円】

(介護予防訪問リハビリテーション)

訪問利用料（介護保険制度では、要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は訪問 1 回当たりの自己負担分です。）

介護予防訪問リハビリテーション費	
・ 要支援 1・2	331 円

- ＊ 厚生労働大臣が定める勤務年数を要する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問リハビリテーションに直接かかわる場合サービス提供体制強化加算Ⅰを算定する。

【サービス提供体制強化加算Ⅰ 7 円】

- ＊ 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーションを含む）計画に基づき、療法士が退院（所）日又は設定日から起算して 1 月以内において集中的なリハビリテーションを個別に 1 週につきおおむね 2 日以上 1 日 40 分以上、3 月以内において集中的なリハビリテーションを個別に 1 週につきおおむね 2 日以上 1 日 20 分以上行なった場合、短期集中リハビリテーション実施加算を算定する。

【短期集中リハビリテーション加算 222 円】

- ＊ 当該指定訪問リハビリテーション施設の医師が診療を行っていない利用者に対して訪問リハビリテーションを行った場合は 1 回につき 50 単位を減算する。

【訪問リハビリテーションリハ計画未実施減算 56 円】

- ＊ 利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えた場合に減算する。

【利用開始 12 ケ月経過した場合の減算（要支援 1・2） 34 円】

(2) その他の料金

・ 各種証明書	1650 円
・ 領収書の再発行（2 通目以降）	550 円
・ 記録等コピー代（開示 1 枚につき）	33 円

介護老人保健施設訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション) 利用同意書

介護老人保健施設ソピア御殿山の(介護予防)訪問リハビリテーションを利用するにあたり、介護老人保健施設 重要事項説明書(利用約款)及び別紙1、別紙2、別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。また、介護老人保健施設のサービスを利用するにあたり、介護老人保健施設ソピア御殿山重要事項説明書(利用約款)に基づき、重要事項に関するこれらの利用者負担に関して、担当者による説明を受けました。その内容を十分に理解し、介護老人保健施設のサービスを利用した場合に、これらの対価として施設の定める料金を支払うことに同意すると共に下記事項を厳守することを保護者として誓約します。

記

1. 介護老人保健施設ソピア御殿山の諸規程を守り、職員の指示に従います。
2. 使用料等の費用の支払いについては、介護老人保健施設ソピア御殿山に対し、一切迷惑をかけません。

本書面を2通作成し、事業者、利用者及び家族が署名の上1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

甲 (利用者)

住 所 _____
☐ 電 話 _____
氏 名 _____

(代筆者 及び 身元引受人)

住 所 _____
☐ 電 話 _____
氏 名 _____ (続柄 _____)

※本人が何らかの事由で記載できない場合は代筆者が記載

乙 (事業者)

事業者名 公益財団法人河野臨牀医学研究所
介護老人保健施設ソピア御殿山
住 所 東京都品川区北品川5丁目2番1号
電 話 03-5793-3355
施設長名 渡辺 寛

※請求書・領収書の送付希望先がある場合☐に☒をご記入下さい。通常は利用者へ送付致します。